

障害年金の診断書（音声又は言語機能の障害）を作成する医師の皆さまへ

平成27年6月1日から
国民年金・厚生年金保険の診断書
「音声又は言語機能の障害用」
(様式第120号の2)の様式が変わります

障害基礎年金・障害厚生年金の「音声又は言語機能の障害」についての認定基準の見直しに伴い、診断書の様式を変更します。

平成27年5月1日以降に変更後の様式を配布し、
6月1日から新しい様式で認定事務を行います。

〔主な変更点〕

1. 「会話状態」の欄を「会話による意思疎通の程度」の欄に見直します。
2. 構音障害、音声障害または聴覚障害による障害について、「発音不能な語音」の欄を見直し、新たに「発音に関する検査結果」を記載できる欄を設けます。
3. 失語症について、新たに「音声言語の表出及び理解の程度」の欄や「失語症に関する検査結果」を記載できる欄を設けます。

★ 変更後の様式の診断書を作成する際は、
『診断書作成の留意事項』をご参照ください。

※ 不明な点は、[日本年金機構の年金事務所](#)へお問い合わせください。

障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項

(平成27年6月1日改正)

《聴覚、鼻腔、平衡機能そしゃく、嚥下機能、音声又は言語機能の障害》

①欄 障害の原因となった傷病名
障害年金の支給を求めると傷病名を記入してください。

⑨欄 現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項
現在までの治療の内容などは参考となる事項をできるだけ詳しく記入してください。
また、診療回数は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。

(変更)

⑩(1)欄 聴力レベル
聴力レベルは、4分法により算出してください。
聴覚の障害で障害年金を受給していない方(※)に両耳の「聴力レベル」が100デシベル以上の診断を行う場合については、オージオメータによる検査に加えて、聴性脳幹反応検査(ABR)等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査(遅延側音検査、ロンバルテスト、ステンゲルテストなど)の結果を記入し、その記録データのコピー等を必ず添えてください。

※聴覚の障害で既に障害年金を受給している方は不要なので、本人に確認してください。

様式第120号の2

国民年金 診断書 (聴覚・鼻腔機能・平衡機能 そしゃく・嚥下機能 音声又は言語機能 の障害用)

厚生年金保険

氏名 (フリガナ) 生年月日 昭和 平成 年 月 日生(歳) 性別 男・女

住所 住所地の郵便番号 都道府県 都市区

① 障害の原因となった傷病名 ② 傷病の発生日 昭和 平成 年 月 日 ③ ①のため初めて医師の診療を受けた日 昭和 平成 年 月 日

④ 傷病の原因又は誘因 ⑤ 既存障害 ⑥ 既往症

⑦ 傷病が治った(症状が固定して治療の効果が期待できない状態を含む。)かどうか。 傷病が治っていない場合……… 治った日 平成 年 月 日 確認

⑧ 診断書作成医療機関における初診時見 初診年月日 昭和 平成 年 月 日

⑨ 現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項 診療回数 年間 回、月平均 回

⑩ 障害の状態 (平成 年 月 日 現在)

(1) 聴覚の障害

聴力レベル

右 dB 左 dB

最良語音明瞭度

右 % 左 %

オージオグラム

語音明瞭度曲線

所見 [聴覚の障害で障害年金を受給していない人に両耳の聴力レベルが100dB以上の診断を行う場合は、聴性脳幹反応検査(ABR)等の検査を実施し、検査方法及び検査所見を記入してください。]

(2) 鼻腔機能の障害

ア 鼻軟骨の欠損

1 一部分

2 大部分

3 全部

イ 鼻呼吸障害の有無

1 無

2 有

(3) 平衡機能の障害

ア 開眼での起立・立位保持の状態

1 可能である。

2 不安定である。

3 不可能である。

イ 開眼での直線10m歩行の状態

1 まっすぐ歩き通す。

2 多少転倒しそうになったりよろめいたりするが、どうにか歩き通す。

3 転倒あるいは著しくよろめいて、歩行を中断せざるを得ない。

ウ 自覚症状・他覚所見及び検査所見

(4) そしゃく・嚥下機能の障害

ア 機能障害

イ 栄養状態

1 良 2 中 3 不良

ウ 食事内容

1 食事に内容に制限がない。

2 ある程度の常食は摂取できるが、そしゃく・嚥下機能が十分でないため食事が制限される。

3 全粥、軟菜以外は摂取できない。

4 経口摂取のみでは十分な栄養摂取ができないために、経口栄養の併用が必要である。

5 流動食以外は摂取できない。

6 経口的に食物を摂取することが極めて困難である。

7 経口的に食物を摂取することができない。

8 その他()

③欄 初めて医師の診療を受けた日
この診断書を作成するための診療日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。

初診年月日と現症日の記入漏れがないようお願いします。

⑩(1)欄 最良語音明瞭度
両耳の平均純音聴力値が「90デシベル未満」の場合は、「最良語音明瞭度」を記載してください。

《お願い》
この診断書は、障害年金の障害等級を判定するために、作成をお願いしているものです。
過去の障害の状態については、当時の診療録に基づいて記入してください。
診断書に記入漏れや疑義がある場合は、作成された医師に照会することがありますので、ご了承ください。

※ 氏名・生年月日・住所など記入漏れがないかご確認ください。

(新設)

⑩(5)ア欄 会話による意思疎通の程度
 「音声又は言語機能の障害」がある場合は、記入してください。
【構音障害、音声障害、聴覚障害による障害】
 患者の“話すこと”の制限の程度について、該当するものを選んで記入してください。
【失語症】
 患者の“話すこと”や“聞いて理解すること”の制限の程度について、該当するものを選んで記入してください。

⑫欄 予後
 診断時に判断できない場合は、「不詳」と記入してください。

⑬欄 備考
 本人の状態について特記すべきことがあれば記入してください。

病院または診療所の名称だけではなく、所在地も忘れずに記入してください。

(5) 音声又は言語機能の障害 ア 会話による意思疎通の程度 (該当するもの1つを○で囲んでください。) 1 患者は、話すことや話を理解することにほとんど制限がなく、日常会話が誰とでも成立する。 2 患者は、話すことや聞いて理解することのどちらか又はその両方に一定の制限があるものの、日常会話が、互いに確認することなどで、ある程度成り立つ。 3 患者は、話すことや聞いて理解することのどちらか又はその両方に多くの制限があるため、日常会話が、互いに内容を推論したり、たずねたり、見当をつけることなどで部分的に成り立つ。 4 患者は、発音に関わる機能を喪失するか、話すことや聞いて理解することのどちらか又は両方がほとんどできないため、日常会話が誰とも成立しない。	
イ 発音不能な語音 (構音障害、音声障害又は聴覚障害による障害がある場合に、記入してください。) I 4種の語音 (該当するもの1つを○で囲んでください。) II 発音に関する検査結果 (語音発音明瞭度検査など)	
口唇音 (ま行音、ば行音、ぱ行音等) 1 全て発音できる 2 一部発音できる 3 発音不能	[]
歯音、歯茎音 (さ行音、た行音、ら行音等) 1 全て発音できる 2 一部発音できる 3 発音不能	
歯茎硬口蓋音 (しゃ、ちゃ、じゃ等) 1 全て発音できる 2 一部発音できる 3 発音不能	
軟口蓋音 (か行音、が行音等) 1 全て発音できる 2 一部発音できる 3 発音不能	
ウ 失語症の障害の程度 (失語症がある場合に、記入してください。) I 音声言語の表出及び理解の程度 (該当するもの1つを○で囲んでください。) II 失語症に関する検査結果 (標準失語症検査など)	
単語の呼称 (単語の例：家、靴下、自動車、電話、水) 1 できる 2 おおむねできる 3 あまりできない 4 できない	[]
短文の発話 (2～3文節程度、例：女の子が本を読んでいる) 1 できる 2 おおむねできる 3 あまりできない 4 できない	
長文の発話 (4～6文節程度、例：私の家に田舎から大きな小包が届いた) 1 できる 2 おおむねできる 3 あまりできない 4 できない	
単語の理解 (例：単語の発話と同じ) 1 できる 2 おおむねできる 3 あまりできない 4 できない	
短文の理解 (例：短文の理解と同じ) 1 できる 2 おおむねできる 3 あまりできない 4 できない	[]
長文の理解 (例：長文の理解と同じ) 1 できる 2 おおむねできる 3 あまりできない 4 できない	
⑪ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。) 予後 (必ず記入してください。) 備考	
本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。) 上記のとおり、診断します。 平成 年 月 日 病院又は診療所の名称 診療担当科名 所在地 医師氏名 印	

(新設)

⑩(5)イ欄 発音不能な語音
 構音障害、音声障害又は聴覚障害による障害がある場合に、記入してください。発音に関する検査を行った場合は、右のカッコ内に記入してください。また、必要に応じて、検査結果表を添えてください。

(新設)

⑩(5)ウ欄 失語症の障害の程度
 失語症がある場合に、記入してください。失語症に関する検査を行った場合は、右のカッコ内に記入してください。また、必要に応じて、検査結果表を添えてください。

⑪欄 現症時の日常生活活動能力及び労働能力
 現症時の日常生活活動能力については、介助が必要かどうか、また、労働能力についても必ず記入してください。

診断書を作成する 医師・医療機関の皆さまへ

病気やけがなどにより、障害の状態になった患者さんに、国民年金・厚生年金の「**障害年金制度**」をご案内ください。

「障害の状態になった」とは

- 視覚障害や聴覚障害、肢体不自由などの障害
- がんや糖尿病、高血圧、呼吸器疾患などの内部疾患
- 精神の障害

などにより、長期療養が必要で、仕事や生活が著しく制限を受ける状態になったことをいいます。



障害の状態※や**保険料の納付期間**など、一定の要件を満たしている方は、障害年金を受給することができます。

※障害者手帳の障害等級とは判断基準が異なるため、手帳の交付は受けられても、障害年金を受給できないことがあります。

障害年金についてのお問い合わせやご相談は、
お近くの**年金事務所**または**街角の年金相談センター**で
受け付けています。

所在地は、日本年金機構ホームページ「全国の相談・手続き窓口」をご覧ください。
<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

窓口受付時間：平日（月～金）の午前8時30分～午後5時15分

年金相談は、「時間延長」や「週末相談」も実施しています。

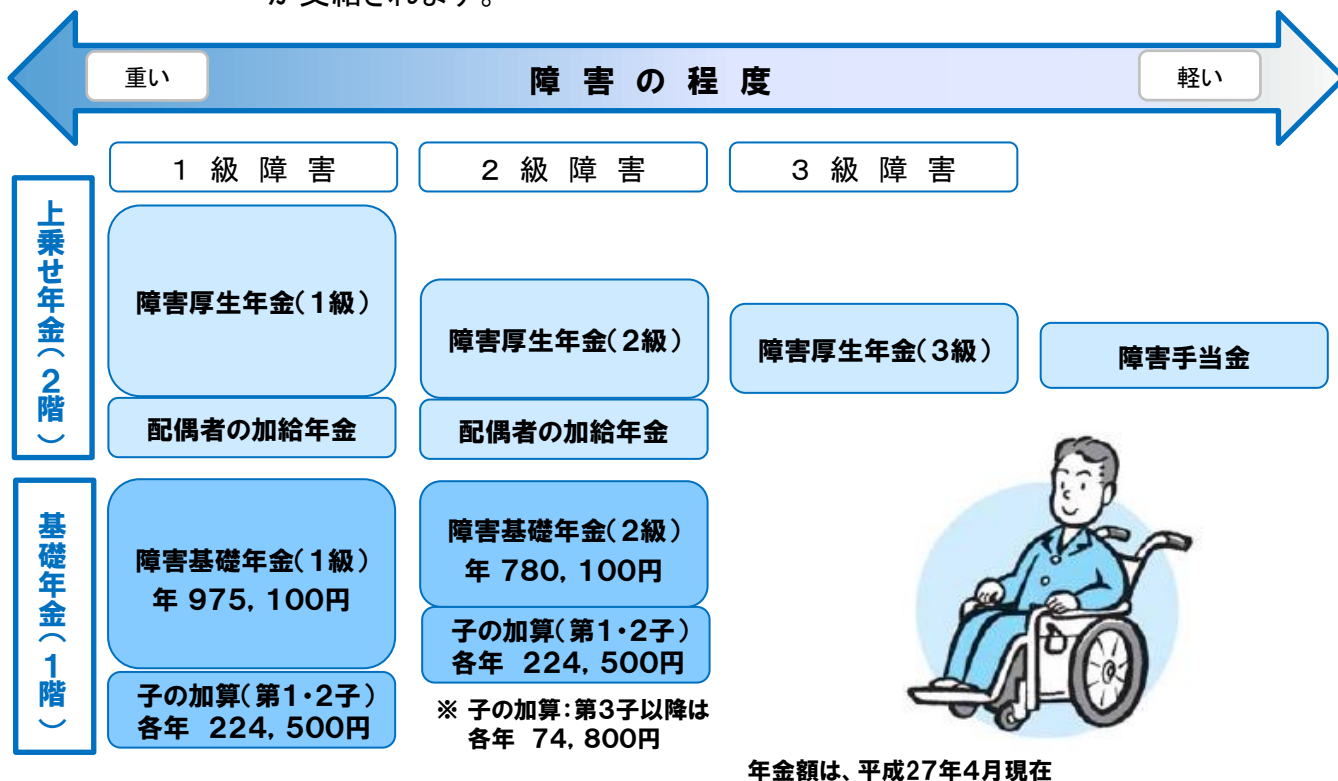
時間延長 週初の開所日 午後5：15～午後7：00まで

週末相談 第2土曜 午前9：30～午後4：00まで

障害年金制度について

障害年金

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金や会社員などが加入する厚生年金があります。こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給されます。



障害年金を受けるには、次の3つの要件が必要になります

1 初診日に被保険者であること

- 初診日において、国民年金または厚生年金保険の被保険者であるか、または国民年金の被保険者であった人で、60歳以上65歳未満の国内居住者であること

【20歳前傷病による障害基礎年金】

初診日において、20歳未満であった人が、20歳に達した日において1級または2級の障害の状態にあるときなどは、障害基礎年金が支給されます。

2 保険料の納付要件を満たしていること

- 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期満期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

【上記要件を満たせない場合の特例】

初診日が平成38年4月1日前のときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと

3 一定の障害の状態にあること

- 障害認定日(※)に障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級～3級)に該当すること、または障害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級～3級)に該当すること

※障害認定日： 障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内にその傷病が治った場合(症状が固定した場合)はその日

◆障害年金を受けるには、本人またはご家族による年金の請求手続きが必要です。請求窓口は、障害基礎年金はお住まいの市区町村役場または年金事務所、障害厚生年金はお近くの年金事務所になります。